

全農薬通報

No290

平成 26年4月 20 日

目 次

◎組合からのお知らせ

◎主な行事予定

- ・ 全国農薬協同組合
- ・ 植物防疫関係団体

◎行政からのお知らせ

- ・ 農薬の使用又は販売に係る農薬取締法の規則に関する注意喚起について
- ・ 特定農薬（特定防除資材）の検討対象としない資材に関する指導について
- ・ 特定農薬（特定防除資材）の検討対象としない資材に関する指導について
- ・ 特定農薬（特定防除資材）として指定された天敵の留意事項について

◎全農薬ひろば

- ・ オオキバナカタバミ



全国農薬協同組合

〒101-0047 東京都千代田区内神田 3-3-4 全農薬ビル

電話 03-3254-4171 FAX. 03-3256-0980

<http://www.znouyaku.or.jp> E-mail: info@znouyaku.or.jp

組合からのお知らせ

1. (公社)緑の安全推進協会 平成25年度第2回理事会

日時：平成26年3月20日(木) 10:30~12:00

場所：全農薬9F会議室（全農薬ビル9F）

議題：

① 付議事項

- (1) 平成25年度事業報告・収支決算(見込)
- (2) 平成26年度事業計画・収支予算(案)
- (3) 会員の入会及び退会
- (4) 平成26年度借入金の借入最高限度額
- (5) 役員報酬の上限
- (6) 役員の交代
- (7) 各委員会等の委員交代及び選任

② 職務執行報告

- (1) 委員会等の活動
- (2) 緑の安全管理士
- (3) 農薬工業会受託事業
- (4) 会員サービスや一般への情報提供等
- (5) 事務局

③ その他

- (1) 今後の予定

出席者：青木理事長、堀江専務理事

2. (一社)農林水産航空協会 第154回理事会

日時：平成26年3月20日(木) 14:00~

場所：(財)都道府県会館 会議室409号室

議案：

第1号議案：平成26年度事業計画決定に関する件

第2号議案：平成26年度収支予算決定に関する件

その他： 平成25年度決算見込み等について

出席者：青木理事長、堀江専務理事

3. (一社)日本植物防疫協会 第8回理事会

日時：平成26年3月26日(水) 15:00~17:00

場所：(一社)日本植物防疫協会 会議室

議事：

第1号議案：平成26年度事業計画及び収支予算等に関する件

第2号議案：その他

出席者：青木理事長

4. 全農薬「50年史」第1回編集委員会

日時：平成26年4月15日(火) 15:00~17:00

場所：全農薬9F会議室

内容：「50年史」目次の決定と編集担当について

出席者：青木理事長、宇野副理事長、羽隅50周年実行委員長、松木理事相談役
田中教育安全委員長、北濱IT・広報委員長、事務局（堀江、宮坂）

5. 第17回執行部協議会

日時：平成26年4月16日(水) 10:00~11:00

場所：全農薬9F会議室

内容：理事会関係（議決事項、協議事項、報告事項等）

出席者：青木理事長、宇野副理事長、石黒常務理事、松木理事相談役
事務局（堀江、宮坂）

6. 全農薬創立50周年記念事業 第1回実行委員会

日時：平成26年4月16日(水) 11:00~14:00

場所：全農薬9F会議室

内容：創立50周年記念事業、記念式典のスケジュール(案)の検討、準備事項の確認

出席者：青木理事長、宇野副理事長、石黒常務理事、松木理事相談役
羽隅50周年実行委員長、事務局（堀江、宮坂）

7. 各委員会の開催

「総務委員会」

日時：平成26年4月16日(水) 13:00~14:00

場所：全農薬9F会議室

内容：賦課金の見直しについて、商系組織の強化について、その他

出席者：金井委員長、大森副委員長、橋爪理事、高津理事

「経済活動委員会」

日時：平成26年4月16日(水) 13:00~14:00

場所：全農薬9F会議室

内容：新規品目導入活動（エルサン粉剤2）、平成27年度販売奨励条件の見直しについて他。出席者：池田委員長、栗原副委員長、田中(秀)理事

「教育安全委員会」

日時：平成26年4月16日(水) 13:00~14:00

場所：全農薬8F応接室

内容：常任幹事会について、平成26年度農薬シンポジウムについて、その他

出席者：田中委員長、上田副委員長、佐藤監事、廣田理事、松村理事

「IT・広報委員会」

日時：平成26年4月16日(水) 13:00~14:00

場所：全農薬9F会議室

内容：全農薬受発注システム利用拡大対策について（組合員、メーカー）

将来に向けた検討課題について（仕切書のペーパーレス化について）、その他

8. 第266回理事会

日時：平成26年4月16日(水) 14:00～16:30

場所：全農薬9F会議室

内容：

(1) 議決事項

- 1) 組合員の脱退について

(2) 協議事項

- 1) 組合員の入会について
- 2) 平成26年度執行部協議会、各委員会検討課題について
- 3) 平成26年度地区会議報告と次年度について
- 4) 販売奨励条件(決済条件等)の変更について
- 5) 全農薬創立50周年記念事業について

(3) 報告事項

- 1) 中間決算報告について
- 2) 平成26年度支部助成金の配分(実績)について
- 3) 平成26年度(3月末)支部別特別奨励について
- 4) 各位委員会活動状況、活動計画について

(4) その他

出席者：青木理事長、宇野副理事長、石黒常務理事、松木理事相談役、北濱理事
池田理事、山本理事、栗原理事、廣田理事、上田理事、金田理事、橋爪理事
大森理事、田中理事、松村理事、田中(康)理事、松村理事、田中(秀)理事
高津理事、佐藤監事、羽隅監事、金井監事、事務局（堀江、宮坂）

新刊紹介

農薬と食の安全・信頼（平成26年3月24日発行）



～Q&Aから農薬と食の安全性を科学的に考える～

発行：（一社）日本植物防疫協会

梅津憲治 著 本文 277 頁

定価：本体 2,800 円＋税

平成 26 年 4 月 1 7 日

各位

全国農薬協同組合
理事長 青木邦夫

全農薬新規取扱品目のお知らせ

新緑の候、皆様におかれましては、益々ご健勝の事とお慶び申し上げます。

平素より全国農薬協同組合活動にご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、全国農薬協同組合（全農薬）の共同購買事業における商品の追加につきましては全農薬執行部及び経済活動委員会を中心に鋭意努力を重ねて参りました。

この度、平成 2 7 農薬年度（平成 2 6 年 1 0 月 1 日）から農業生産現場のコスト低減に役立つ、日産エルサン粉剤 2 を当組合が取り扱う事に対し日産化学工業株式会社様から同意が得られましたので取り急ぎご案内申し上げます。

なお、平成 2 7 農薬年度からは、日産エルサン粉剤 2 の商系向け販売は全農薬に全面的に移管されることとなりますのであわせお知らせ致します。

記

1. 新規取扱品目（日産エルサン粉剤 2）について



日産エルサン粉剤 1 kg 包装



日産エルサン粉剤 3 kg 包装

品名：①日産エルサン粉剤 2：1 K g × 2 0、3 K g × 8。

＊速効的であり、また各種害虫の同時防除も可能です。

＊野菜、茶、くり、稲など、広範囲の作物に適用があり、汎用性のある薬剤です。

＊アオムシ、コナガ、アブラムシ（アブラナ科野菜）など、広範囲の害虫に有効です。

2. 販売開始時期：平成 2 6 年 1 0 月 1 日（平成 2 7 農薬年度）より。

組合員の動き等

●安全協幹事交代

【三重県】

- ・三重県支部：旧幹事 三浦芳秀（東海物産株式会社三重支店）⇒ 新幹事 高橋晃宏（西部アレフ株式会社）

●代表者変更

組合員名：有限会社 丸田農薬

代表取締役社長 （旧）丸田喜六 ⇒ （新）丸田貴司

丸田喜六は取締役会長に就任。3月10日付け

●営業所移転

【三重県】

組合員名：西部アレフ株式会社 津営業所

新所在地：〒514-0131 三重県津市あのだつ台四丁目7番5

☎：059-233-1777（代表）、FAX：059-233-1778

業務開始予定日：4月2日（水）

●事業統合

【島根県】

大信産業株式会社 松江営業所：大信松江株式会社は、4月1日より大信産業株式会社と事業統合、大信産業株式会社 松江営業所に変更。

代表取締役社長 田中康貴、所長 西原哲男

住所・電話番号・FAX番号に変更なし。

（敬称略）

主な行事予定

「全国農薬協同組合」

【平成26年】

6月19日（木）	農薬シンポジウム（新潟県）「新潟メディアシップ」
6月24日（火）	農薬シンポジウム（山口県）「山口南総合センター」
7月11日（金）	農薬シンポジウム（長崎県）「諫早文化会館」
7月23日（水）	第41回安全協常任幹事会（全農薬9F 会議室）
9月3日（水）～5日（金）	第2回農薬安全コンサルタントリーダー研修会
9月17日（水）	第267回理事会
10月23日（木）	監査会
11月18日（火）	第268回理事会
11月19日（水）	第49回通常総会、第269回理事会、第37回全国集会 全農薬創立50周年記念式典（都内大手町経団連会館）
12月10日（水）	第270回理事会

【植防関係団体行事】

9月29日（月）～10月3日 植物防疫研修会 （一社）日本植物防疫協会会議室



25消安第6292号

平成26年3月27日

全国農薬協同組合理事長 殿

農林水産省消費・安全局農産安全管理課長

農薬の使用又は販売に係る農薬取締法の規制に関する注意喚起について

農薬の使用については、農薬取締法（昭和23年法律第82号。以下「法」という。）第11条により、何人も、容器又は包装に登録番号、農薬の種類、名称、使用方法等の法第7条に基づく表示のある農薬及び特定農薬以外の農薬を使用してはならないこととされています。

今般、農薬登録がされていないナフタリンを含む資材を農作物のコナジラミ防除を目的にハウス内につり下げることにより使用した生産者に対し、都道府県が法の規制に係る指導を実施した事例の報告がありました。このため、当職より別紙により、各地方農政局等を通じて都道府県に対し、改めて農薬使用者や販売者に対し法の規制等の周知を行うよう依頼したところです。

また、本件については、当該資材を輸入及び販売をした者（以下「当該資材の販売者」という。）に対しては、法第13条第1項の規定に基づく立入検査を実施し、その結果、当該資材の販売者が法第2条第1項及び法第9条第1項に違反していないことは確認しましたが、購入者が当該資材を農薬として誤使用をする可能性があるため、当該資材が農薬として使用できない旨の説明を当該資材の購入者に対して行うよう指導したところです。

ついては、貴組合の組合員に対し、当該事例を周知するとともに、下記の法の規制等について注意喚起を実施するようお願いいたします。

別紙

25消安第6292号

平成26年3月27日

北海道農政事務所消費・安全部長

東北、関東、北陸、東海、近畿、中国四国、九州農政局消費・安全部長 宛

内閣府沖縄総合事務局農林水産部長

（※農林水産省）消費・安全局農産安全管理課長

農薬の使用又は販売に係る農薬取締法の規制に関する注意喚起について

農薬の使用については、農薬取締法（昭和23年法律第82号。以下「法」という。）第11条により、何人も、容器又は包装に登録番号、農薬の種類、名称、使用方法等の法第7条に基づく表示のある農薬及び特定農薬以外の農薬を使用してはならないこととされています。

今般、ある生産者が農薬登録がされていないナフタリンを含む資材を農作物のコナジラミ防除を目的にハウス内につり下げることにより使用した事実が判明し、当該生産者に対し、法の規制に係る指導を実施した事例の報告が都道府県からありました。

本件については、当該資材を輸入及び販売をした者（以下「当該資材の販売者」という。）に対して、法第13条第1項の規定に基づく立入検査を実施しました。その結果、当該資材の販売者が法第2条第1項及び法第9条第1項に違反していないことは確認しましたが、購入者が当該資材を農薬として誤使用する可能性があるため、当該資材が農薬として使用できない旨の説明を当該資材の購入者に対して行うよう指導したところです。

ついては、貴局管内の都道府県に対し、農薬使用者や販売者が法に違反する行為をしないよう、都道府県で作成しているチラシ等を用いるなどして、改めて下記の周知を行うよう指導をお願いいたします。

また、同様の趣旨の通知を全国農業協同組合連合会肥料農薬部長、全国農薬協同組合理事長、一般社団法人日本ドゥ・イット・ユアセルフ協会会長及び家庭園芸肥料・用土協議会会長宛て発出していることを申し添えます。

（※は内閣府沖縄総合事務局農林水産部長宛に記載。）

記

1. 法第11条の規定により、何人も、容器又は包装に登録番号、農薬の種類、名称使用方法等の法第7条に基づく表示のある農薬及び特定農薬以外の農薬を使用してはならないこと。
2. 法第9条第1項の規定により、農薬の販売者は、容器又は包装に登録番号、農薬の種類、名称、使用方法等の法第7条に基づく表示のある農薬及び特定農薬以外の農薬を販売してはならないこと。
3. 農薬登録がされていないにもかかわらず、何らかの形で農作物等への使用が推奨され、かつ、農薬としての効能効果を標榜している資材を発見された場合には、農林水産省消費・安全局農産安全管理課農薬対策室に情報提供すること。
4. 3の資材を購入した場合については、農薬として販売（譲渡を含む。）又は使用をしないこと。

連絡先：

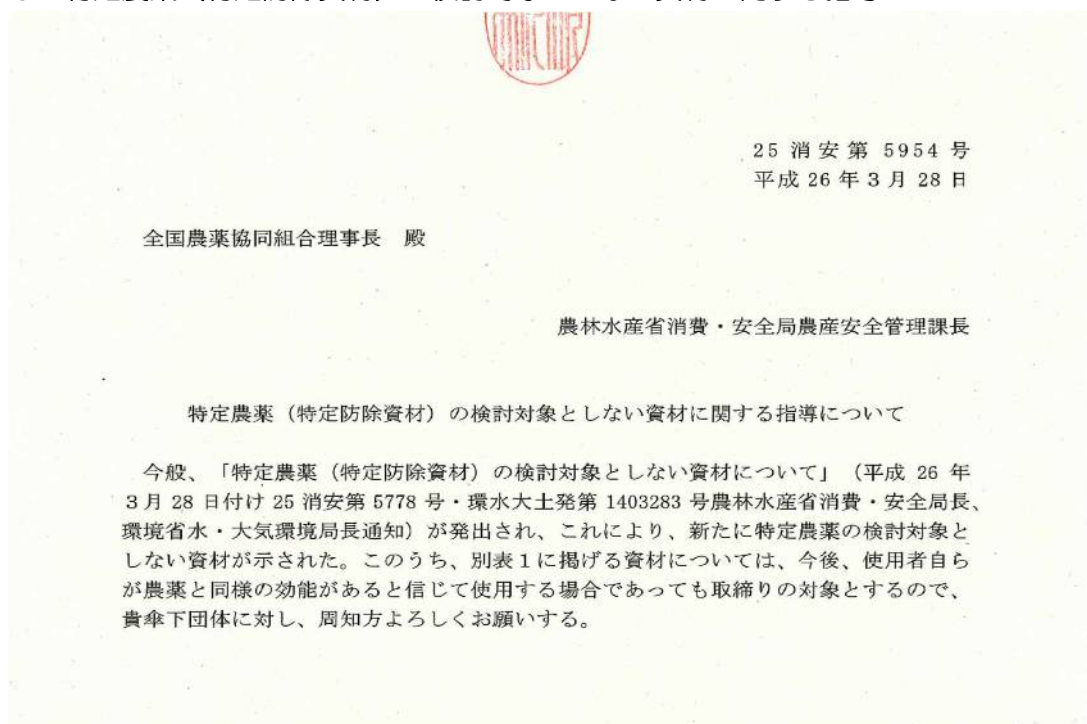
農林水産省消費・安全局農産安全管理課農薬対策室

代表：03-3502-8111（内線4500）

直通：03-3501-3965

FAX：03-3501-3774__

○ 特定農薬（特定防除資材）の検討対象としない資材に関する指導について



○ 特定農薬（特定防除資材）として認定された資材（天敵を除く）の留意事項について





25 消 安 第 5776 号

環水大土発第 1403281 号

平成 26 年 3 月 28 日

各都道府県知事 宛

農林水産省消費・安全局長

環境省水・大気環境局長

特定農薬（特定防除資材）として指定された資材（天敵を除く。）の留意事項について

農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 項ただし書に規定する特定農薬（通称「特定防除資材」という。）は、平成 14 年の法改正による無登録農薬の製造及び使用等の規制強化に伴い、その原材料に照らし農作物等、人畜及び水産動植物に害を及ぼすおそれがないことが明らかな農薬にまで登録の義務を課すことは過剰規制になるため、同項の登録を必要としないものとして創設された。

平成 26 年 3 月 28 日農林水産省・環境省告示第 2 号（特定農薬を指定する件の一部を改正する件）が公布され、平成 15 年 3 月 4 日農林水産省・環境省告示第 1 号（特定農薬を指定する件。以下「告示」という。）の一部が改正されたことにより、特定農薬として、現在、「エチレン」、「次亜塩素酸水（塩酸又は塩化カリウム水溶液を電気分解して得られるものに限る。）」、「重曹」、「食酢」及び「天敵^{*}」が指定されている。

今般、平成 25 年 9 月 6 日及び同年 11 月 1 日に開催された農業資材審議会農薬分科会特定農薬小委員会及び中央環境審議会土壌農薬部会農薬小委員会特定農薬分科会合同会合において、各資材の指定対象の範囲及び使用する際の注意点等について情報提供することとされた。

これを踏まえ、改正後の告示に規定する各資材（天敵を除く。）の範囲及び使用する際の注意点等を下記のとおり取りまとめたので、貴職におかれては、各資材（天敵を除く。）を使用する者に対し下記の事項の情報提供をお願いする。

なお、天敵の範囲及び使用等に当たり留意すべき事項については、別途「特定農薬（特定防除資材）として指定された天敵の留意事項について」（平成 26 年 3 月 28 日付け 25 消安第 5777 号・環水大土発第 1403282 号農林水産省消費・安全局長、環境省水・大気環境局長通知）を御参照いただきたい。

1 エチレンの範囲について

労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第24条の14にのっとった表示又は工業標準化法（昭和24年法律第185号）第11条に基づく日本工業規格 Z7253に規定する安全データシート（SDS）等により製品規格が確認できるもの（エチレンとその他の化学物質との混合物を除く。）

2 参考となる対象病虫害等、使用方法及び使用の際の注意点

品目	種類	薬効が認められる対象病虫害等	参考となる使用方法	使用の際の注意点等
エチレン	発芽抑制剤及び成長促進剤	・ばれいしょの萌芽抑制 ・バナナ、キウイフルーツ等の果実の追熟促進	・ばれいしょ：エチレン濃度 4～20ppm、貯蔵期間中、常時所定の濃度を保つ（貯蔵庫内の温度は 8℃程度）。 ・バナナ：エチレン濃度 300～1,000ppm、処理時間 24時間（貯蔵庫内の温度は 13～19℃程度）。 ・キウイフルーツ：エチレン濃度 10ppm 程度、処理時間 10～12 時間程度（貯蔵庫内の温度は 15～20℃程度）。（使用場所はいずれの作物も貯蔵庫内）	・エチレンやエチレンの入ったボンベを取り扱う際には、他法令（高圧ガス保安関係法令、労働安全衛生関係法令等）による規制を遵守すること。

1 重曹の範囲について

- 一 食品、添加物等の規格基準（昭和34年12月28日厚生省告示第370号）に適合する炭酸水素ナトリウム、重炭酸ナトリウム又は重炭酸ソーダであって、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第19条第1項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令（平成23年内閣府令第45号）にのっとり表示がされたもの
- 二 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）に適合する炭酸水素ナトリウムであって、同令にのっとり表示がされたもの
- 三 薬事法（昭和35年法律第145号）に基づく日本薬局方（平成23年3月24日厚生労働省告示第65号）医薬品各条に規定する炭酸水素ナトリウム、重曹又は重炭酸ナトリウムであり、同法及び同告示にのっとり表示がされたもの
- 四 雑貨工業品品質表示規程（平成9年12月1日通商産業省告示第672号）にのっとり表示がされた住宅又は家具用の洗剤であって主要な成分が炭酸水素ナトリウム、重曹又は重炭酸ナトリウムであることが確認できるもの
- 五 工業標準化法（昭和24年法律第185号）第11条に基づく日本工業規格（以下「JIS」という。）K8622に規定する「炭酸水素ナトリウム（試薬）」であって、JISにのっとり表示がされたもの
- 六 JIS Z7253に規定する安全データシート（SDS）その他の表示により製品規格が確認できるもの

2 参考となる対象病虫害等、使用方法及び使用の際の注意点

品目	種類	薬効が認められる対象病虫害等	参考となる使用方法	使用の際の注意点等
重曹	殺菌剤 （散布用）	・ 野菜類、ばら、ホップの灰色かび病 ・ 野菜類、ばら、ホップのうどんこ病 ・ 野菜類のさび病	・ 重曹濃度 0.1%程度に薄めたものを 150～500L/10a 散布。	・ にがうりに使用する場合、えらぶ、か交5号、チャンピオン、久留米百成2号又は吉田系の品種では、葉害が生じた事例がある。

（注）登録農薬である炭酸水素ナトリウム剤の登録内容を参考に「薬効が認められる対象病虫害等」を記載。

25 消 安 第 5777 号
環水大土発第 1403282 号
平成 26 年 3 月 28 日

全国農業協同組合理事長 殿

農林水産省消費・安全局長



環境省水・大気環境局長



特定農薬（特定防除資材）として指定された天敵の留意事項について

このことについて、別添のとおり都道府県宛に通知したので、御了知の上、貴組合の組合員に対する周知徹底をお願いします。



25消安第5777号

環水大土発第1403282号

平成26年3月28日

各都道府県知事 宛

農林水産省消費・安全局長

環境省水・大気環境局長

特定農薬（特定防除資材）として指定された天敵の留意事項について

農薬取締法（昭和23年法律第82号。以下「法」という。）第2条第1項ただし書に規定する特定農薬（通称「特定防除資材」という。）は、平成14年の法改正による無登録農薬の製造及び使用等の規制強化に伴い、その原材料に照らし農作物等、人畜及び水産動植物に害を及ぼすおそれがないことが明らかな農薬にまで登録の義務を課すことは過剰規制になるため、同項の登録を必要としないものとして創設された。現在、平成15年3月4日農林水産省・環境省告示第1号（特定農薬を指定する件。以下「告示」という。）により指定されている特定農薬の一つに天敵*がある。

天敵を増殖することにより生産された次世代以降の天敵の使用（以下「天敵の増殖利用」という。）の際の留意事項について「特定農薬（特定防除資材）として指定された天敵の留意事項について」（平成21年3月2日付け20消安第11885号・環水大土発第090302001号農林水産省消費・安全局長、環境省水・大気環境局長通知。以下「留意事項通知」という。）において指導してきたが、別添の経緯を踏まえ、今般、天敵の使用、増殖又は販売に伴う自然環境や生態系への悪影響を避けるため、告示に規定する天敵の範囲及

記

第1 指定対象の範囲

法第2条第1項の規定に基づく、告示に規定するとおり、特定農薬として指定する天敵は、昆虫綱及びクモ綱に属する動物（人畜に有害な毒素を産生するものを除く。）であって、使用場所と同一の都道府県内（離島にあっては、当該離島内。以下同じ。）で採取されたもの（以下「土着天敵」という。）に限る。土着天敵には、当該土着天敵を採取した場所と同一の都道府県内で当該土着天敵を増殖することにより生産された次世代以降の天敵が含まれる。

第2 土着天敵を使用、増殖及び販売する者が留意すべき事項

1 土着天敵の使用について

（1）法令に基づく遵守事項

土着天敵は、告示に基づき、当該土着天敵を採取した場所と同一の都道府県内において使用すること。

（2）その他の留意事項

土着天敵の使用に当たっては、使用場所、使用年月日及び使用数量等を記録すること。

2 土着天敵の増殖について

法令に基づく遵守事項

（1）土着天敵を増殖する者（専ら自己の使用のため増殖する者は除く。以下同じ。）は、法第10条の規定に基づき、帳簿を備え付け、これに増殖を行う規模等（土着天敵の名称、増殖数量等）を記載し、少なくとも3年間保存すること。

（2）土着天敵を増殖する者は、法第10条の2第1項及び第2項に基づき、増殖した土着天敵の数量若しくはその効果に関して虚偽の宣伝をし、又は誤解の生じるおそれのある名称を用いないこと。

（3）土着天敵の増殖を行う場所は、告示に基づき、当該土着天敵を採取した場所と同一の都道府県内に限ること。

3 土着天敵の販売について

（1）法令に基づく遵守事項

特定農薬（特定防除資材）として指定された天敵の留意事項に係る通知の 発出の経緯について

1 特定農薬について

平成15年3月4日農林水産省・環境省告示第1号（特定農薬を指定する件）により指定されている特定農薬として、「エチレン*」、「次亜塩素酸水（塩酸又は塩化カリウム水溶液を電気分解して得られるものに限る。）*」、「重曹」、「食酢」及び「天敵」の5資材がある。

2 留意事項通知の発出の経緯

特定農薬のうち、天敵については、採取された場所と異なる都道府県で使用された場合に自然環境や生態系に対して有害な影響をもたらす可能性が否定できないことから、告示において特定農薬の範囲について、使用場所と同一の都道府県内で採取されたものに限っている。

指定した当初、採取したものを増殖して使用する場合、増殖、販売及び使用に係る管理措置が適切に図られず、自然環境や生態系に有害な影響を与える可能性が否定できなかったことから、天敵の増殖利用を認めていなかった。

その後、天敵の増殖利用に係る管理措置の内容の提案を受け、平成20年11月21日に開催された農業資材審議会農薬分科会特定農薬小委員会及び中央環境審議会土壌農薬部会農薬小委員会合同会合で審議した結果、管理措置が適切に実施されるのであれば、天敵の増殖利用を認めて差し支えないとされた。このため、管理措置の内容を記載した留意事項通知を発出することとした。

3 本通知の発出の経緯

平成25年11月1日に開催された農業資材審議会農薬分科会特定農薬小委員会及び中央環境審議会土壌農薬部会農薬小委員会特定農薬分科会合同会合において、留意事項通知には記されていなかった天敵の範囲及び天敵を増殖する場所についても明記した上で、天敵の使用、増殖又は販売に関して改めて使用者等に対し、情報提供することが適切であるとされた。

これを踏まえ、天敵の使用、増殖又は販売に伴う自然環境や生態系への悪影響を避けるため、告示に規定する天敵の範囲及び天敵を使用等に当た

25 消 安 第 5778 号
環水大土発第 1403283 号
平成 26 年 3 月 28 日

全国農薬協同組合理事長 殿

農林水産省消費・安全局長



環境省水・大気環境局長



特定農薬（特定防除資材）の検討対象としない資材について

このことについて、別添のとおり都道府県宛に通知したので、御了知の上、貴組合の組合員に対する周知徹底をお願いする。



25 消 安 第 5778 号
環水大土発第 1403283 号
平成 26 年 3 月 28 日

各都道府県知事 宛

農林水産省消費・安全局長

環境省水・大気環境局長

特定農薬（特定防除資材）の検討対象としない資材について

農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 項ただし書に規定する特定農薬（通称「特定防除資材」という。）は、平成 14 年の法改正による無登録農薬の製造及び使用等の規制強化に伴い、その原材料に照らし農作物等、人畜及び水産動植物に害を及ぼすおそれがないことが明らかな農薬にまで登録の義務を課すことは過剰規制になるため、同項の登録を必要としないものとして創設された。

特定農薬の検討対象としないこととされた資材については、「特定農薬（特定防除資材）の検討対象としない資材について」（平成 23 年 2 月 4 日付け 22 消安第 8101 号・環水大土発第 110204001 号農林水産省消費・安全局長、環境省水・大気環境局長通知。以下「平成 23 年通知」という。）において示してきたところであるが、別添の経緯を踏まえ、新たに下記別表 1 及び 2 に掲げる 24 資材を特定農薬の検討対象としないこととした。

なお、別表 1 に掲げる資材については、平成 23 年通知で示したとおり、法で定める場合を除き、農林水産大臣の登録を受けなければ、農薬として製造、加工若しくは輸入、販売又は使用をしてはならないので、貴職におかれては、この旨御了知の上、貴都道府県内の関係者への周知及び指導の徹底に努められたい。

記

別表1 名称から資材が特定できないもの

番号	資材名
1	アミノ酸全般
2	イギス海藻（サンゴ海草）
3	インスタントコーヒー
4	インドール酢酸
5	カイネチン
6	苦楝皮（クレンピ：センダンの樹皮）
7	月桃（ショウガ科ゲットウ）
8	粉ミルク（スキムミルクを含む）
9	酒類（ビール、ウィスキー、日本酒、ワイン）
10	食用菌類（シイタケ、食用きのこ菌）
11	食用植物油（サラダ油を含みツバキ油を除く）
12	食用天然ハーブ精油
13	食用デンプン類（ばれいしょデンプン、コーンスターチ、米デンプン、麦デンプン）
14	陳皮（ミカンの皮）
15	デキストリン
16	ネギの地上部
17	ビール酵母分解物
18	ヒバの葉
19	ワサビ根茎

別表2 法に規定する農薬の定義に該当しないもの

番号	資材名
1	ショウガ
2	糖類（糖アルコール、糖タンパク質及び少糖類以下の単純糖のみ。トレハロースを含み、ソルビトール（ソルビット）は除く）
3	ニンニク
4	米糠
5	弱毒ウイルス 栄養繁殖や接ぎ木等植物体として使用するもの及び汁液等単に植物体から取り出した形として使用するもの。

特定農薬（特定防除資材）の検討対象としない資材に係る通知発出の経緯

1 特定農薬について

平成 15 年 3 月 4 日農林水産省・環境省告示第 1 号（特定農薬を指定する件。以下「告示」という。）により指定されている特定農薬としては、「エチレン^{※1}」、「次亜塩素酸水（塩酸又は塩化カリウム水溶液を電気分解して得られるものに限る。）^{※1}」、「重曹」、「食酢」及び「天敵^{※2}」の 5 資材がある。

2 平成 23 年通知発出までの経緯

農林水産省及び環境省では、平成 14 年に実施した調査で得られた約 740 種の特定農薬の候補となる資材のうち、農業資材審議会農薬分科会特定農薬小委員会及び中央環境審議会土壌農薬部会農薬専門委員会合同会合^{※3}（以下「合同会合」という。）及び農業資材審議会農薬分科会の審議を踏まえ、食酢、重曹及び天敵の 3 資材を特定農薬として指定した。また、合同会合における審議の結果、特定農薬に該当しないとされた資材については、「特定農薬（特定防除資材）に該当しない資材の取扱いについて」（平成 16 年 4 月 23 日付け 15 消安第 7436 号・環水土発第 040423001 号農林水産省消費・安全局長、環境省環境管理局水環境部長通知。以下「平成 16 年通知」という。）において示した。上記以外の資材については、特定農薬としての指定の判断を保留し、これらの安全性及び使用実態に関して更なる情報収集を行い、それを基に合同会合で審議を進めた。その結果、特定農薬の検討対象としない資材とその取扱いを平成 23 年通知において示し、引き続き検討すべき資材を整理した。

3 本通知の発出の経緯

今般、特定農薬への指定を検討する資材について、都道府県等を通じて有機農家等に対して各資材の使用状況及び使用目的を改めて調査した。

農薬としての使用実態がない資材については、今後検討対象とせず、検討対象を絞り込んだ。

このため、新たに検討対象としない資材については、その取扱いを示す通知を発出することとした。

※1 平成 26 年 3 月 28 日農林水産省・環境省告示第 2 号（特定農薬を指定する件の一部を改正する件）が公布され、新たに追加されたもの。

※2 昆虫綱及びクモ綱に属する動物（人畜に有害な毒素を産生するものを除く。）であって、使用場所と同一の都道府県内（離島（その地域の全部又は一部が離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項の規定により指定された同項の離島振興対策実施地域に含まれる島、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和 44 年法律第 79 号）第 2 条第 1 項に規定する小笠原諸島の区域に含まれる島、奄美群島振興開発特

別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）第 1 条に規定する奄美群島の区域に含まれる島及び沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）第 3 条第 3 号に規定する離島をいう。）にあつては、当該離島内）で採取されたもの

※3 平成 17 年 3 月 31 日からは、農業資材審議会農薬分科会特定農薬小委員会及び中央環境審議会土壌農薬部会農薬小委員会合同会合。また、平成 22 年 7 月 26 日からは、農業資材審議会農薬分科会特定農薬小委員会及び中央環境審議会土壌農薬部会農薬小委員会特定農薬分科会合同会合。

オオキバナカタバミ(大黄花片喰) 英名: Buttercup oxalis



学名: *Oxalis pes-caprae* (*Oxalis pes-caprae*)
別名: セルヌア・ペス-カブラエ、科属名:
カタバミ科カタバミ属

原産地: 南アフリカ、草丈: 15~30cm 花
径: 0.8~1cm 花色: 黄 開花期: 4~9 月
葉色: 緑。オオキバナカタバミは、春~秋に
かけカタバミ(片喰)によく似た黄色い花を咲
かせるカタバミ科カタバミ属の多年草です。
オオキバナカタバミ(大黄花片喰)とカタバミ



(片喰)の異なる点は、オオキバナカタバ
ミ(大黄花片喰)の葉には紫色の斑点があ
ること、葉が地面から生える根生葉であ
ること、花径が大きいことです。

学名の属名の *Oxalis* は、ギリシャ語で
「酸っぱい」を意味し、種小名の
pes-caprae は、「ヤギの足」の意味です。
ヤギの足の先割れからイメージしたの
でしょう。葉や茎は、シュウ酸水素ナト

リウムなどの水溶
性シュウ酸塩を含
んでいるため、咬む
と酸っぱい。シュウ
酸は英語で *oxalic
acid* と言いますが、これは、カタバ
ミ属 (*Oxalis*) の葉
から単離されたこ
とに由来します。

また、葉にはクエ
ン酸、酒石酸も含ま

れており、カタバミ属の植物をヒツジが食べると腎臓障害を起こすと言われています。写真は、今年、3月にシチリア島のアグリジェンドで撮影したもの。真ん中の写真は全農薬の前の街路樹の下に咲いていたものである。シチリアでは観光客は綺麗と奇声を上げていますが農家の方は畑の雑草として駆除に困っていました。(M)

花言葉: 輝く心等。